

公 示

関東補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官
(分任契約担当官)
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次項のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別記様式「随意契約への新規参入申込書」に必要な書類を添付して第2項の提出先までご提出ください。

1 要 件

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条又は第4条ただし書きに規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除く。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

2 提出先

〒300-0837 茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊関東補給処調達会計部契約課審査班

電話029-842-1211（内線2237）

添付資料：別記様式

対象契約一覧表

随意契約への新規参入申込書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
(分任契約担当官)
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 殿

所在地
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

当社は、関東補給処調達会計部が行う随意契約への新規参入の申し込みについて（関東補給処公示第1号。令和6年12月18日）の対象契約一覧表掲載番号 の品目に関し、新規参入の申し込みに必要な要件を満たしているので、証明する書類を添えて応募します。

添付書類：

※ 要件を満たすことを証明するために添付する書類の名称を記載する。

注： 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

対象契約一覧表

番号	該当する契約	随意契約理	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件
1	排水処理装置の関連部品調達及び外注整備に係る契約 製造元：日本ワゴン株式会社	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる排水処理装置の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2	火器(日本製鋼所製)の専用部品調達に係る契約 製造元：日鋼特機株式会社	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる火器(株式会社日本製鋼所製)の専用部品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
3	機動訓練評価装置及び交戦訓練装置の維持用部品(東芝電波プロダクツ株式会社製)調達に係る契約 製造元：東芝電波プロダクツ株式会社	キ	30.2.1	該当する契約に必要なとなる機動訓練評価装置及び交戦訓練装置の維持用部品(東芝電波プロダクツ株式会社製)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
4	総合戦闘射撃訓練場用備品及び機動訓練評価装置並びに交戦訓練装置の維持用部品(株式会社日立国際電気製)調達に係る契約 製造元：株式会社日立国際電気	キ	31.2.1	該当する契約に必要なとなる総合戦闘射撃訓練場用備品及び機動訓練評価装置並びに交戦訓練装置の維持用部品(株式会社日立国際電気製)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
5	交戦訓練装置及び総合戦闘射撃訓練場用備品の外注整備に係る契約 製造元：株式会社日立国際電気	キ	31.2.1	該当する契約に必要なとなる交戦訓練装置及び総合戦闘射撃訓練場用備品の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
6	いすゞ自動車製車両の専用部品調達に係る契約 製造元：いすゞ自動車株式会社	キ	2.3.11	該当する契約に必要なとなるいすゞ自動車製車両の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること

7	誘導武器部自動倉庫用機器等の外注整備(改修を含む)に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	2. 3. 11	該当する契約に必要なとなる誘導武器部自動倉庫用機器等の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
8	誘導武器部品自動倉庫用中央処理装置周辺機器の外注整備に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	2. 3. 11	該当する契約に必要なとなる誘導武器部品自動倉庫用中央処理装置周辺機器の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
9	火器車両部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の外注整備に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要なとなる火器車両部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
10	火器車両部自動倉庫用機器等の関連部品調達及び外注整備に係る契約 製造元：川崎重工業株式会社	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要なとなる火器車両部自動倉庫用機器等の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
11	化学部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の外注整備に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要なとなる化学部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
12	化学部自動倉庫用機器等の関連部品調達及び外注整備に係る契約 製造元：株式会社 IHI	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要なとなる化学部自動倉庫用機器等の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
13	航空部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の部品調達及び外注整備に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要なとなる航空部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること

1 4	航空部自動倉庫用機器等の関連部品調達及び外注整備に係る契約 製造元：株式会社 IHI	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要となる航空部自動倉庫用機器等の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
1 5	通信電子部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の外注整備に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要となる通信電子部自動倉庫用中央処理装置周辺機器の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
1 6	通信電子部自動倉庫用機器等の関連部品調達及び外注整備に係る契約 製造元：日本鋼管株式会社	キ	3. 2. 19	該当する契約に必要となる通信電子部自動倉庫用機器等の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
1 7	照準コリメータの専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社トプコン	キ	3. 2. 26	該当する契約に必要となる照準コリメータの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
1 8	航空電源車電源部及び車体部の外注整備(診断を含む)に係る契約 製造元：シンフォニアエンジニアリング株式会社	キ	3. 2. 26	該当する契約に必要となる航空電源車電源部及び車体部の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
1 9	3 1/2tトラック系列車の架装部の専用部品調達に係る契約 製造元：東邦車輛株式会社	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる3 1/2tトラック系列車の架装部の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 0	74 式特大型トラック及び 7t トラック系列車の専用部品調達に係る契約 製造元：三菱ふそうトラック・バス株式会社	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる74 式特大型トラック及び 7t トラック系列車の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること

2 1	73 式特大型及び 73 式特大型けん引車の専用部品調達に係る契約 製造元：三菱ふそうトラック・バス株式会社	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる 73 式特大型・特大型けん引車の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 2	12 式地対艦誘導弾弾薬運搬車の車体部及びエンジンの専用部品調達に係る契約 製造元：三菱ふそうトラック・バス株式会社	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる 12 式地対艦誘導弾弾薬運搬車の車体部及びエンジンの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 3	73 式特大型セミトレー及び特大型運搬車セミトレーの専用部品調達に係る契約 製造元：東邦車輛株式会社	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる 73 式特大型セミトレー及び特大型運搬車セミトレーの製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 4	78 式雪上車の車体部(エンジン・トランスミッション除く)の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社大原鉄工所	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる 78 式雪上車の車体部(エンジン・トランスミッション除く)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 5	82 式指揮通信車の車体部(エンジン除く)の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社小松製作所	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる 82 式指揮通信車の車体部(エンジン除く)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 6	87 式偵察警戒車の車体部(エンジン除く)の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社小松製作所	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる 87 式偵察警戒車の車体部(エンジン除く)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
2 7	化学防護車の車体部(エンジン除く)の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社小松製作所	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる化学防護車の車体部(エンジン除く)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること

28	NBC 偵察車の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社小松製作所	キ	4.3.3	該当する契約に必要となるNBC 偵察車の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
29	96 式装輪装甲車の車体部(エンジン・トランスミッションを除く)の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社小松製作所	キ	4.3.3	該当する契約に必要となる96 式装輪装甲車の車体部(エンジン・トランスミッションを除く)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
30	軽装甲機動車の専用部品調達に係る契約 製造元：株式会社小松製作所	キ	4.3.3	該当する契約に必要となる軽装甲機動車の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
31	小火器整備用器材(パーカライジング装置)専用薬品調達に係る契約 製造元：日本パーカライジング株式会社	キ	4.3.3	該当する契約に必要となるパーカライジング装置の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
32	基準液柱型圧力計の外注整備(校正・診断を含む)に係る契約 製造元：株式会社双葉測器製作所	キ	4.3.3	該当する契約に必要となる基準液柱型圧力計の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
33	基準重錘型圧力計の外注整備(校正・診断を含む)に係る契約 製造元：株式会社双葉測器製作所	キ	4.3.3	該当する契約に必要となる基準重錘型圧力計の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること
34	誘導武器部品自動倉庫用機器等(ラインアウト搬送機を除く)の関連部品調達に係る契約 製造元：株式会社日立製作所	キ	4.3.3	該当する契約に必要となる誘導武器部品自動倉庫用機器等(ラインアウト搬送機を除く)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること

3 5	特定放射性同位元素防護装置 の外注整備に係る契約 製造元：株式会社千代田テカル	キ	4. 3. 3	該当する契約に必要となる特定放射 性同位元素防護装置の製造図書(製造 図面、組立図及び作業標準並びに検査 要領等の企業所有資料)を利用できる ことが証明できること
-----	---	---	---------	--